

お知らせ

被保険者証・減額認定証の更新について  
後期高齢者医療制度からのお知らせ

【8月から被保険者証が新しくなります】

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、平成24年7月31日となっております。そのため、7月下旬に8月1日から使用できる新しい被保険者証（水色）を郵送します。7月31日までに新しい被保険者証が届かない場合は、お問合せください。



【被保険者証の自己負担割合をご確認ください】

毎年、前年中の所得を基に、1年間の自己負担割合を判定します。自己負担割合は、通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税課税所得が145万円以上である場合には、3割となります。ただし、次の1又は2に該当する場合、役場窓口申請すれば1割となります。

- 1 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合  
同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
- 2 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①又は②に該当）
  - ① 本人の収入が383万円未満
  - ② 本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

【限度額適用・標準負担額減額認定証が、8月に更新となります】

現在、減額認定証をご利用の方は、有効期限が7月31日となっております。減額認定証をすでにお持ちの方で、平成24年度も住民税が非課税世帯の人には、7月下旬に8月1日から使用できる新しい減額認定証を郵送します。限度額適用・標準負担額減額認定証を新たに交付希望する場合は、役場窓口で申請手続きをお願いいたします。

◆ 申請に必要なもの ◆

印鑑、後期高齢者医療被保険者証、収入額などを証明するもの（非課税証明書など）。また、入院期間が確認できる物が必要になる場合があります。

問合先

保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

お知らせ

お知らせ

保育所に遊びに来ませんか？  
土師保育所・吉隈保育所園庭開放

土師・吉隈保育所では、園児と地域に住む子どもたちとの交流を兼ねて、次の日程で園庭を開放します。お家にいる0歳から5歳までのお友だち、保育所に遊びに来ませんか。楽しい催しを用意して、園のお友だちと待っています。

【土師保育所】（10時～12時）		【吉隈保育所】（10時～12時）	
8月1日(水)	水遊び	8月3日(金)	水遊び
11月1日(木)	焼き芋 焼きそばパーティー	11月8日(木)	焼き芋 焼きそばパーティー
1月11日(金)	お正月の遊び	1月17日(木)	お正月の遊び
3月12日(火)	カレーパーティー	3月5日(火)	カレーパーティー

問合先

土師保育所 ☎65・0077  
吉隈保育所 ☎65・3367

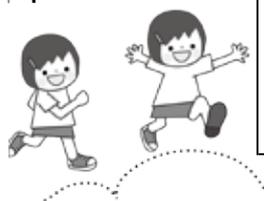
地域で目を光らせ、「不法投棄ゼロ」を目指しましょう！

不法投棄は「重罪」です！

事業者や個人がごみを処理するには、市町村ごとに決められた排出方法で適正に処理しなければなりません。しかし、中にはそれを無視して、山林や野原に勝手に捨てる人や会社があります。この行為が「不法投棄」であり、絶対に許されない行為です。

不法投棄は、桂川町でも行われており、空き缶等の生活ごみからテレビや自転車等の粗大ごみに至るまで様々です。中には家の敷地や田んぼなどに投げ捨てられ、大変迷惑している方もいます。

不法投棄は重大な犯罪であり、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金が科せられます。地域で目を光らせ、「不法投棄ゼロ」を目指しましょう。



問合先

保険環境課 生活環境係 ☎65・1097